

守山市水道事業配水施設等運転・維持管理業務（評価基準）

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト
			判断基準	
会社概要および財務状況	財務状況		自己資本比率について評価する。 (0～10%=1点、10～20%=3点、20%以上=5点)	5
			流動比率について評価する。 (100%未満=1点、100～150%=3点、150%以上=5点)	5
業務実績	募集要項の5参加資格条件の(2)実績		実績件数について評価する。 (1件=3点、2件=6点、3件=9点、4件=12点、5件以上=15点)	15
業務執行体制	指揮命令系統と責任体制の明確化		具体的に明示されているかについて評価する。	20
	人員配置の充実	平日	業務仕様書に基づく人員配置について評価する。	20
		休日	業務仕様書に基づく人員配置について評価する。	20
	応援人員体制の充実		具体的に明示されているか、および体制について評価する。	5
	委託業務を開始する前の引き継ぎについて		具体的に明示されているかについて評価する。	5
業務を安定して行う人的能力	業務仕様書第21条に規定する総括責任者の業務実績		募集要項の5参加資格条件の(2)実績での勤務年数について評価する。 (当時の資格基準は問わない) (1年=3点、2年=6点、3年=9点、4年=12点、5年以上=15点)	15
	業務仕様書第21条に規定する副総括責任者の業務実績		募集要項の5参加資格条件の(2)実績での勤務年数について評価する。 (当時の資格基準は問わない) (1年=3点、2年=6点、3年=9点、4年=12点、5年以上=15点)	15
運転・保守点検等業務	運転・保守点検等業務の体制および考え方		具体的に明示されているか、および体制について評価する。	10
緊急時等危機管理	緊急時の対応・災害対策および業務中の事故に対する対策について		具体的に明示されているかについて評価する。	5
その他の事項	安心安全な水道水の安定供給に資することができると思われる事項があれば提案すること。		提案内容に裏付けがあるか、および具体的に明示されているかについて評価する。 新たな発想に基づく提案等があるかについて評価する。	10
見積			見積金額は以下の基準で評価する。(小数点以下は切捨て)  配点×最低見積金額÷見積金額	50
合 計				200